

函 子 子

令和4年2月25日

報道関係 各位

子ども未来部子育て支援課長

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）にかかる
報道依頼について

このことについて、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 給付金名称 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）
- 2 給付内容 別紙のとおり

（子ども未来部子育て支援課 21-3273）

【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)】

令和3年9月30日を基準日とし前養育者に支給した「臨時特別給付金」を、基準日以降に離婚等で児童を養育しているにもかかわらず給付金を受け取っていない方に対し、「臨時特別給付(支援給付金)」の支給を実施することとなりました。

1 対象者

対象者のうち、令和3年度(令和2年中)所得が児童手当の所得制限限度額内の方に限ります。

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者である方
- (2) 令和3年9月30日(基準日)時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の主たる生計維持者ではなかったが、令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時)において高校生を養育している方
- (3) その他これらに準ずる方
 - ・DV避難者の方
 - ・令和3年10月1日以降に海外から帰国した方
 - ・養子縁組により対象児童の養育者が代わっている方

2 給付額

対象児童1人につき10万円(限度額)

※前養育者から給付金を受け取った場合は該当しません。

※給付金の一部を受け取った場合は、差額(10万円から受領分を差し引いた額)を申請することができます。

3 申請手続

郵送または子育て支援課、各支所の給付金担当窓口へ提出してください。ただし、対象者の状況によって添付書類が異なりますのでご注意ください。不明な場合は下記専用ダイヤルへご連絡ください。

※申請書は子育て支援課(市役所2階③番窓口)、各支所担当窓口で配布しているほか、市HPからダウンロードできます。

【送付先】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 子育て世帯への臨時特別給付金担当

4 申請期限

令和4年3月31日(木)(必着)

5 お問い合わせ

給付金専用ダイヤル 21-3914